

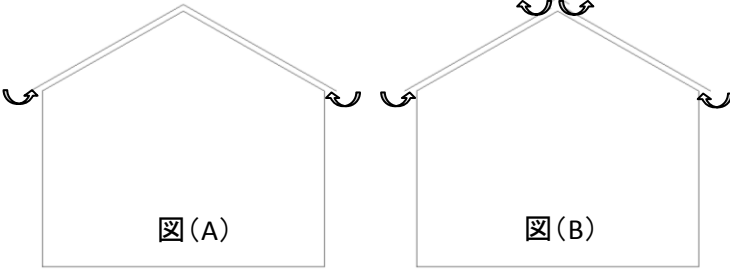
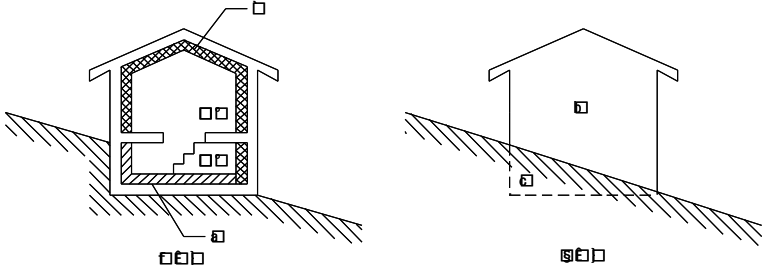
省エネルギー対策等級に関するQA(平成27年3月31日 設計評価申請分まで)

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-001	温熱	熱損失係数の算出式におけるUL及びUFの土の熱伝導率(λ)について	UL及びUFの算出における土の熱伝導率(λ)は、建設地の土の性状に応じて適切な値を用いることとし、明確な根拠資料の添付がされない場合は、原則 $\lambda = 1.0$ 以上の値で計算を行うことと考えてよいか。 <5-1(3)イ①>	貴見の通りです。	2010/3/9
5-002	温熱	断熱材の熱伝導率	断熱材の必要な厚さを求める場合に使用する断熱材の熱伝導率の値を証明するものとしては、以下のいずれによるか。 ①商品名と熱伝導率の記載されたカタログがあれば良い ②公的機関での測定結果の写しが必要 ③その他 <5-1(3)>	②のように第三者性のある者がチェックをした証があれば少なくとも問題はないと思われます。	2000/12/11
5-003	温熱	省エネ評定取得住宅の取扱い	設計住宅性能評価において、(財)建築環境・省エネルギー機構の「次世代省エネルギー基準適合住宅」の評定を取得した住宅の場合、評定を取得したことを証明する書類の添付により、省エネルギー対策等級を「等級4」としてよいか。また、建設住宅性能評価においては、当該部分の施工状況や、施工責任者の資格等を確認することで「等級4」としてよいか。 <5-1(3)>	「次世代省エネルギー基準適合住宅評定」を取得していることをもって評価の省略を行うことはできません。	2000/12/11
5-004	温熱	温熱の住戸抽出評価	共同住宅の5-1の評価において、全戸を評価するのではなく、温熱環境的に厳しい住戸について1戸のみ温熱に関する計算書を作成し、全戸の評価を行うことは可能か。 <5-1(3)>	他の住戸が必ず「厳しい住宅」より安全側に評価できるのであればさしつかえありません。	2000/12/11
5-005	温熱	ガラスブロック	省エネルギー対策等級におけるガラスブロックの扱いは、どのようにすべきか。 <5-1(3)>	ガラスブロックは、壁ではなく、開口部として扱います。 熱貫流率の設定については、JIS A5212に適合するものであれば、当該JIS規格に規定されている熱貫流試験で得られた熱貫流抵抗の数値及び通常の壁の場合の表面熱伝達抵抗の数値(垂直の場合は室内側が $0.11 \text{ m}^2 \text{ K/W}$ 、外気側が $0.04 \text{ m}^2 \text{ K/W}$)から求めます。なお、セメントモルタル部の熱橋の問題に関しては、上記の熱貫流試験において配慮されているので、別途検討する必要はありません。 夏期日射侵入率等の設定については、信頼できる数値が示されている場合はその数値により評価することができます。	2003/3/17
5-006	温熱	基準改正に伴う相当隙間面積に係る基準の取扱いについて	平成21年の評価方法基準改正に伴い相当隙間面積の基準が削除されたが、今後は削除された相当隙間面積に関する基準に準拠する必要はないと考えてよいか。 <5-1(3)>	相当隙間面積、気密性に関する基準については、評価対象からは除外されました。ただし、建築主等は建築主判断告示1-1(4)及び設計施工指針1で定めるとおり、気密性の確保などに十分配慮することが必要となります。	2009/3/24

省エネルギー対策等級に関するQA(平成27年3月31日 設計評価申請分まで)

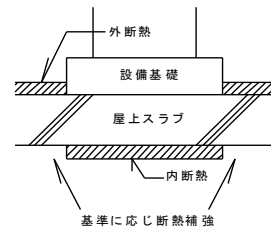
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-007	温熱	熱損失係数等の計算における低減係数aH	熱損失係数等の計算におけるRC造構造熱橋部の面積算定において、断熱補強の仕様に応じ当該面積に低減係数aHを乗じることができるとされているが、5-1(3)イにより断熱補強を求められない地域についても、設計施工指針3(3)イに定める断熱補強を行った場合は低減係数aHを計算上使用できると解してよいか。 <5-1(3)イ>	貴見のとおりです。	2009/3/24
5-008	温熱	戸建て住宅における外接床の5%緩和の適用	設計施工指針3(2)イ表の注記13において「一戸建住宅にあつては、床の『外気に接する部分』のうち、住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の部分については、上表において『その他の部分』とみなすことができる。」とあるが、「外気に接する部分」が2箇所以上ある場合はどのように判断すればよいか。 <設計施工指針3(2)イ表>	当該箇所の合計の面積が住宅の床面積の合計に0.05を乗じた面積以下の場合は、全ての箇所に適用することが出来ます。	2009/3/24
5-010	温熱	玄関・勝手口及びこれに類する部分について	玄関・勝手口及びこれに類するおおむね4㎡程度の土間床部分には断熱措置が不要となっているが、玄関・勝手口に隣接するシューズクローク等は、類する部分に含まれると解してよいか。 <5-1(3)ロa>	貴見のとおりです。	2011/2/24
5-011	温熱	夏期日射取得における方位	夏期日射取得係数について、開口部の方位がちょうど北北東の場合、夏期日射取得係数は北の値と北東の値のいずれを使用すればよいか。 <5-1(3)イ②>	どちらか厳しくなる方をとるか、按分した値をとることとしてさしつかえありません。	2000/12/11
5-012	温熱	鉄筋コンクリート造等の断熱補強を省略できる部分	鉄筋コンクリート造の構造熱橋部において、玄関床部分は構造熱橋部から除くことができるとあるが、玄関に隣接するシューズインクローゼット等は構造熱橋部から除くことができないと解してよいか。 <5-1(3)イ③a(iii)、5-1(3)ロ③b>	シューズインクローゼット等の仕上げが玄関と同様で、玄関との間に段差がなく、玄関の一部として判断できる場合にかぎり玄関部分に含めることができます。	2012/3/9
5-013	温熱	ALC版の壁の熱抵抗基準値	省エネルギー対策等級を熱貫流率等による基準で評価する場合の等級2又は3において、下記①～③の構造の住宅の外壁にALC版を使用した場合、当該壁に施工する断熱材について、断熱材の熱抵抗の基準値の表の「(1)鉄筋コンクリート造及び組積造の住宅その他これらに類する住宅」の「壁」の欄の数値を適用してよいか。 ① 鉄筋コンクリート造 ② 鉄骨(重量鉄骨)造 ③ CFT構造 <5-1(3)ロ②b、③b>	当該欄を適用できます。	2003/3/17 2009/3/24

省エネルギー対策等級に関するQA(平成27年3月31日 設計評価申請分まで)

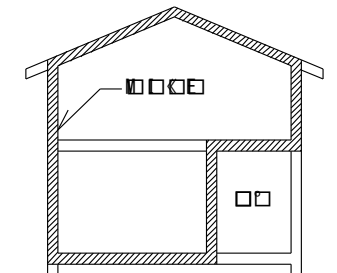
整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-014	温熱	屋根断熱の通気層について	<p>屋根断熱を行う場合、通気層の外気への開放は、下図(A)の通り軒換気のみによるものでもよいか。もしくは下図(B)の通り、棟換気口を設けるべきか。 <5-1(3)イ③></p>  <p style="text-align: center;">図(A) 図(B)</p>	<p>図(A)、図(B)の換気方式ともに認められます。</p>	2012/3/9
5-015	温熱	地中に接する壁の温熱評価	<p>地階の居室等に存する「地中に接する壁」を温熱評価する場合、どのように扱うべきか。 <5-1(3)></p>	<p>熱的境界を構成する外壁の一部で、外気でなく地中に接しているもの(以下「地中の壁」と言います。)を評価する場合、次のイ及び口の別に応じ、それぞれ記載のとおり扱います。</p> <p>イ(熱損失係数等による基準)を適用する場合 熱損失係数Q値の計算式においては、外気等に接する壁が想定されており、地中の壁は想定されていません。従って、Q値が算出できませんので、イ(熱損失係数等による基準)に基づく評価を行うことはできません。</p> <p>口(熱貫流率等による基準)を適用する場合 地中の壁は、「断熱構造とする部分」に列挙されていません。従って、当該部分の断熱性能に関係なく、当該住宅の温熱環境を評価します。例えば下図の例の場合、A及びCの部分の断熱性能は等級に関わる部分となりますが、B及びDの部分の断熱性能は等級に無関係の部分となります。</p> 	2003/6/9

省エネルギー対策等級に関するQA(平成27年3月31日 設計評価申請分まで)

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-016	温熱	共同住宅の熱損失係数等の計算プログラム	5-1(3)イの評価にあたり、(財)建築環境・省エネルギー機構の評定を受けた「共同住宅の熱損失係数等の計算プログラム」を使用して熱損失係数及び夏期日射取得係数が計算されている場合にあって、その計算過程を確認する必要があると解してよいか。 <5-1(3)イ①、②>	貴見のとおりです。	2003/6/9
5-017	温熱	断熱補強(「床、間仕切り壁等」とは)	5-1(3)イ③a(iii)及び設計施工指針3(3)でいうRC造等の住宅の「床、間仕切り壁等」には、床及び間仕切り壁の他に、次のようなものが該当するものと解してよいか。 (1) バルコニー、ひさし、パラペット、垂れ壁、基礎の立ち上がり (2) 独立柱、屋上に設置する建築設備のための基礎 <5-1(3)イ③a(iii)、設計施工指針3(3)>	貴見のとおりです。	2003/6/9 2009/3/24
5-018	温熱	繊維系断熱材等の防湿措置について	5-1(3)イ③aによって、グラスウール等の繊維系断熱材等を使用する場合には防湿層を設ける必要があるが、共同住宅等の共用廊下に面する熱的境界の乾式間仕切りであれば、防湿層の設置を免除することは可能か。 <5-1(3)イ③>	原則、防湿層の免除は行えません。ただし、透湿抵抗比の基準に基づき防湿層の設置が不要と判断される場合、もしくは一次元定常計算による防露性能計算を行い、内部結露の発生が認められないことが確認できた場合においても防湿層の設置が不要となります。	2012/3/9
5-019	温熱	内断熱と外断熱の併用	下図のように、屋上に外断熱をした場合で、屋上に設置する建築設備のための基礎がその断熱層を分断するようなときは、外断熱工法の一部に内断熱及び断熱補強を併用して当該基準に適合させることができるか。 <5-1(3)>	連続した断熱層を確保することが原則となりますが、やむをえない場合は質問のような対策を行って基準に適合させることも可能です。 また、当該部位には地域区分や適用する基準に応じ、別途断熱補強が必要となる場合もありますのでご注意ください。	2003/6/9 2009/3/24



省エネルギー対策等級に関するQA(平成27年3月31日 設計評価申請分まで)

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-022	温熱	夏期日射侵入率の適用対象(直達光の侵入がない窓等)	<p>「熱貫流率等に関する基準」における窓の夏期日射侵入率及び建具、付属部材等の基準の4%緩和の適用にあたって、次の①及び②はどのように扱うべきか。 <5-1(3)ロ①c、②c></p> <p>① 居室以外で冷房負荷の増大に寄与しにくい箇所(例えば浴室、便所、玄関など)の窓</p> <p>② アルコーブ等に面している窓で、明らかに直達光の侵入はないもの</p>	<p>①及び②の場合とも、天窗以外の窓で、当該窓の面積(当該窓が二以上の場合においては、その合計の面積)が延べ面積の4%以下となるものは算入しないことができます。ただし、4%を超える部分については、直達光の有無に関わらず算入する必要があります。</p>	2003/9/12 2009/3/24
5-024	温熱	熱的境界の設定	<p>下図のように熱的境界を設定することは可能か。 <5-1(3)ロ①a、②a></p> 	<p>可能ではありません。その理由は、設計施工指針2(1)では「物置、車庫その他これらに類する空間」について、熱的境界の外とすることができる旨を規定していますが浴室についてはこれに該当するとは判断できないためです。</p>	2003/9/12

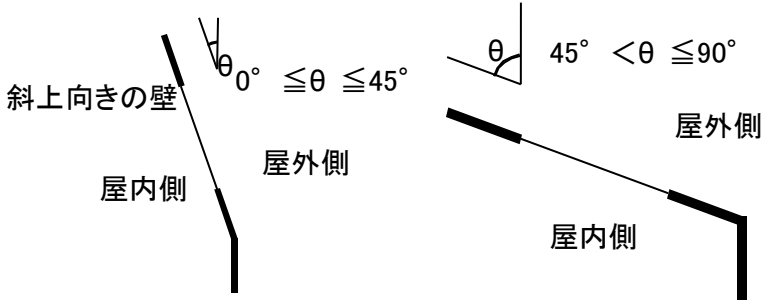
省エネルギー対策等級に関するQA(平成27年3月31日 設計評価申請分まで)

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-026	温熱	夏期日射侵入率の適用対象(共同住宅の内部共用廊下等に面する壁)	「熱損失係数等による基準における夏期日射取得係数に関する基準」及び「熱貫流率等に関する基準における窓の夏期日射侵入率及び建具等の種別、付属部材等の基準」は、共同住宅の内部共用廊下等に面する壁で外気に直接接していないものも適用対象となるか。 <5-1(3)イ②、ロ①c、②c>	<p>下図の中廊下のように、日射が差し込むことのない廊下に面する開口部には適用しません。また、外気に面する部分をサッシ等で区画した内部廊下に面する開口部には適用することとなります。ただし、明らかに日射が差し込むことがないと判断できる開口部については適用しないことが可能です。</p> <p style="text-align: center;"> 壁 外壁窓(サッシ等) </p>	2004/7/23 2009/3/24
5-030	温熱	基礎断熱工法の断熱材厚さ	熱貫流率等の基準において、基礎断熱工法住宅の基礎立ち上がり部にはどの部位の基準値を用いればよいか。 <5-1(3)ロ>	土間床等の外周の外気に接する部分の基準値を用います。また、基礎断熱工法とする場合は、床下空間と居室は、極力温度、湿度的に近似した環境にする必要がありますのでご注意ください。	2004/7/23 2009/3/24

省エネルギー対策等級に関するQA(平成27年3月31日 設計評価申請分まで)

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-031	温熱	断熱構造とする部分(等級3及び等級2)	<p>5-1(3)ロ②a及び③a(等級3及び等級2の断熱構造とする部分の基準)の評価にあたり、壁に取り付く柱、梁等についての構造熱橋部か否かの判断は5-1(3)ロ①b(等級4の躯体の断熱性能等に関する基準)で引用する設計施工指針3(3)の柱書きと同様と考えてよいか。 <5-1(3)ロ②a、③a></p>	<p>貴見のとおりです。</p>	2011/2/24

省エネルギー対策等級に関するQA(平成27年3月31日 設計評価申請分まで)

整理番号	分野	表題	質問	回答	公表日等
5-032	温熱	鉛直方向において傾きのある壁はどの角度まで壁と扱えるか	<p>躯体の断熱性能等に関する基準において、壁に鉛直方向の傾きがある場合、評価基準7-1(3)口による基準と同様に下図に示すように45°を基準にして壁と屋根に区別できると判断してよいか。また、開口部の扱いも同様に壁の開口部と真上方向の開口部に区別できると判断してよいか。</p> <p><5-1(3)口①b、②b、③b></p>  <p>図1. 壁として扱う</p> <p>図2. 屋根として扱う</p>	<p>当該壁面について、屋根面としての処理・仕様がされている場合は屋根として扱い、壁面としての処理・仕様がされている場合は壁として扱います。なお、処理・仕様により判断がつかなかった場合は、屋根として扱います。</p>	2004/11/22